

令和3年第3回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年3月25日(木) 午後1時30分から4時40分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(14人)

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	石井 昌明	出	10	鶴岡千鶴子	出
2	中村 誠	出	11	大久保貴章	出
3	大熊 陽子	出	12	島根 至代	出
4	岡庭 早苗	出	13	内田 和夫	出
5	沖 久雄	出	14	岡庭 丈夫	出
6	篠田 義昭	出	推進	中村 清隆	出
7	秋谷 直邦	出	推進	浅香 利明	出
8	榎本 貞夫	出	推進	恩田 英世	出
9	戸邊 勲	出	推進	染谷 義人	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地改良届出について

報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明発行について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第5号 農地法6条第1項の規定による報告について

(農地所有適格法人の要件確認)

報告第6号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 羽ヶ崎 司
農地係長 藤島 徹
主 査 野本 勝義

7. 会議の概要

戸邊 委員の皆さん、こんにちは。ただいまから、令和3年3月農業委員会総会の
会長職務代理 開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします

会長 (開会宣言及びあいさつ)
(以下議長)

議長 それでは、本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。

6番 篠田義昭委員、7番 秋谷直那委員、お願いいたします。

(本人承諾の返事)

議長 それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。
まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。

(報告事項読み上げ)

議長 ありがとうございます。
報告事項につきましては、お目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。

ここで1点お願いがございます。

この後各委員から内容の説明がございますが、見てのとおり、アクリル板がありますので、着座のまま発言をお願いしたいと思います。質問事項、担当委員が説明する場合も着座のままお願いしたいと思います。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。

それでは、議案第1号1番、2番については関連がありますので、一括して審議をいたします。

事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第1号1番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「采女1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、理由「農業経営拡大」、経営面積「〇〇平米」。

議案第1号2番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示、2筆ございます。「采女1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、計3筆、〇〇平米、理由「農業経営拡大」、経営面積「〇〇平米」。

なお、こちらの案件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村委員 ただいまより議案第1号1番、2番、続けて説明させていただきます。

まず、1番、譲渡人、譲受人、土地の表示、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況等について説明)

続きまして、議案第1号2番の説明に入ります。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況等について説明)

以上で説明を終わります。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番、2番についての説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根委員。

島根委員 (挙手により質問)

〇〇さんのほうですが、経営していくに当たってモーター1台と、あと自家用車1台ということですが、耕運機等は

中村委員 ないそうです。

島根委員 くわ1本ということですか。分かりました。

中村委員 一応、だからこれを見てちょっと不思議だったんです。

議長 水稲は自作ですか。人にお任せという形でしょうか。

中村委員 器械を借りる形みたいです。

議長 今、報告がありました、〇〇さんがやっているそうです。
島根委員、それでよろしいでしょうか。あとくわ1本で何とか大根、ナスはできるかと思います。

島根委員 そうですね、はい。

議長 そのほかございますか。
篠田委員。

篠田委員 (挙手により質問)
1号1番の〇〇さんのほうですが、今回の申請地、地目が田ということで、申請後は畑で〇〇平米に合わさるということですが、現状は畑として使われているのか、田を埋めて畑にして使うのか、その辺をお願いします。

議長 これは担当委員、分かりますか。

中村委員 現状は畑になっておりました。

議長 畑になっていた、篠田委員、そういうことらしいです。

篠田委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございますか。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

1 番 農業経営拡大 (全員賛成)

議長 続けて採決いたします。
議案第1号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

2番 農業経営拡大 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第1号3番、4番については関連がありますので、一括して審議をいたします。
それでは、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第1号3番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「笹塚〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、理由「農業経営拡大」、経営面積「〇〇平米」。
続きまして、議案第1号4番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名、お二人いらっしゃいます「〇〇・〇〇」、「〇〇・〇〇」権利種類（贈与）、土地の表示、こちらも2筆ございます「南蓮沼〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「畑」、地積「〇〇平米」、計3筆〇〇平米、理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇平米」。
なお、こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員 それでは、ただいまから議案第1号3番、4番の説明をいたします。
申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては事務局からの説明どおりでございますので、省略させていただきます。
(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況等について説明)
次に、4番の南蓮沼の農地について説明いたします。
(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況等について説明)
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま議案第1号3番、4番についての説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第1号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

3番 農業経営拡大 (全員賛成)

議長

続きまして採決をいたします。
議案第1号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。

4番 家庭内贈与 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第2号、第3号に係る申請地のビデオ上映】

議長

再開いたします。
続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。
なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。
今月は議案第2号1番並びに議案第3号2番及び4番から9番までにつきまして内容調査会を行っております。
それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

議案第2号1番、申請人住所氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「大広戸〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「畑」、地積「〇〇平米」、計2筆〇〇平米、施設概要「貸駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上です。

議長

ありがとうございます。
この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第2号1番についてご説明いたします。
申請人の住所・氏名、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

隣地の同意は必要ありません。

ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

被害防除ですが、北側、新設H鋼板柵土留め、プラス単管パイプ柵、高さ1.2m、東側、新設H鋼板柵土留め、プラス単管パイプ、高さ1.2m、南側、新設H鋼板柵土留め、プラス単管パイプ、高さ1.2m、西側、既存のフェンス、出入口5m部分を撤去して、申請地から申請者の敷地内を通り西側の公道に出入りするという事です。そこに停止線、敷地内はアスファルト舗装になっております。案内看板、アイドリングストップ看板2か所設置、敷地内は砂利敷きです。以上が被害防除です。

その他参考事項といたしまして、誓約書、駐車場要望書が提出されております。

(資金計画について説明)

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。</p> <p style="text-align: center;">1 番 貸駐車場用地 (全員賛成)</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号1番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「番匠免1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「住宅用地」、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は秋谷委員の担当でございます。秋谷委員に内容説明をお願いいたします。</p>
秋谷委員	<p>それでは、ただいまから議案第3号1番について説明させていただきます。</p> <p>譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。</p> <p>(申請人について説明)</p> <p>今回の転用申請の目的は、住宅用地になります。</p> <p>(利用計画について説明)</p> <p>被害防除についてですが、東側、西側、北側については平成〇〇年〇〇月〇〇日に農地改良を行ったときの既設土留めをそのまま使用するため、新しく土留めは行いません。南側については三郷市道に接していて、入り口もそちらからになります。三郷市道路は側溝の整備も既に行われているので、特に何もありません。汚水は合併浄化槽〇人槽で処理されて北側排水路へ放流します。雨水は雨水浸透ますで敷地内浸透処理です。</p> <p>また、隣地の同意はあります。</p> <p>誓約書は提出されております。</p> <p>(資金計画について説明)</p> <p>農地区分は第2種農地です。</p> <p>開発許可の要件につきましては、都市計画決定の線引き以前、三郷市は昭和45年8月25日より前から自己または自己の親族が所有する土地において</p>

行うものです。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

1番 貸駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号2番、譲渡人住所氏名、お二人いらっしゃいます「〇〇・〇〇」、「〇〇・〇〇」、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「彦成3丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、計2筆〇〇平米、施設概要「資材置場・駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。

中村委員

ただいまより議案第3号2番の説明に入らせていただきます。

譲渡人、譲受人、権利の種類、土地の表示、施設概要は事務局の説明どおり

でございますので、省略させていただきます。また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりでございますので、それも省略させていただきます。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

転用目的、資材置場及び駐車場。

ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意は得ております。

被害防除でございますが、東側、西側、新設土留め擁壁プラス安全鋼板、高さ2m、南側、新設土留め擁壁、安全鋼板、高さ2m、出入口アコーディオンフェンス、高さ3m、また砂利飛散防止のため、出入口はアスファルト舗装、幅6m、奥行き7m、うち出入口停止線、会社看板あり、アイドリングストップ看板、防犯照明灯、水路占用あります。また、残りの敷地内全部、砂利敷きです。

誓約書あり。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 資材置場・駐車場用地 (全員賛成)

議長

ここで暫時休憩といたします。

開会時間は3時ちょうどをお願いいたします。

【暫時休憩】

議長 再開いたします。
続きまして、議案第3号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局 議案第3号3番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「茂田井〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、計2筆〇〇平米、施設概要「住宅用地」。
申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
この案件は大熊委員の担当でございます。大熊委員に内容説明をお願いいたします。

大熊委員 それでは、ただいまから議案第3号3番の説明をさせていただきます。
譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオのとおりでございますので、説明を省略いたします。
(申請人について説明)
転用の目的は住宅用地です。
(利用計画について説明)
隣地の同意は必要ありません。
続いて、被害防除の関係ですが、北側は建築基準法堤外道路、三郷市道となっており、新設CB4段積み土留めを設置予定、東側は現状水路なしで、被害防除は特になし。のり面で処理。出入口4.2m、水路占用あり。西側は譲渡人の畑で、新設CB1段積み土留め、南側は東京ガスの施設となっており、被害防除は特にありません。のり面で処理となっております。
汚水は合併処理浄化槽〇人槽で処理後、東側水路へ放流、雨水は雨水浸透ますで敷地内浸透処理をします。
誓約書と理由書が提出されておりますので、ここで理由書を読み上げさせていただきます。
(理由書朗読)
農地区分は第2種農地で、開発許可要件の都市計画法第34条第12号に該当するものです。
申請人の親族が市街化調整区域に20年以上在住しております。
(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 住宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号4番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「新和5丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「資材置場・駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明をさせていただきます。

それでは、議案第3号4番について説明させていただきます。

譲渡人 譲受人につきまして、事務局の報告のとおりでございますので、省略させていただきます。申請地につきましても冒頭ビデオのとおりでございます。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

転用目的、資材置場及び駐車場。

ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

被害防除でございますが、北側、新設の鋼板3m、東側、西側は新設の鋼板3m、南側、新設鋼板3m、いずれも若干地中に埋めて、砂利とか雨水の流出をしないように図るということでございます。出入口につきましてはパネルゲート、高さ4.5mでございます。出入口につきましては、駐車スペースの部分、全面鉄板敷きで、会社看板、アイドリングストップの看板を設置ということです。鋼板の色につきましては原色であるシルバーの色を使用するということでございます。

また、先ほどビデオで見ていただいた桜の木のあったところ、市道があるのですが、道路幅が狭いためにセットバックをして道路幅4m確保させていただくということでございます。道路際から4mセットバックして鋼板を立てるといいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(資金計画について説明)

以上で私からの説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、ただいま議案第3号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 資材置場・駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号5番、譲渡人住所・氏名、お二人いらっしゃいます「〇〇・〇〇」、
「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「上口1丁目〇〇番」、地目
「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、
計2筆〇〇平米、施設概要「資材置場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上です。

議長

ありがとうございます。
この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第3号5番の説明をいたします。
譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要等につきましては先ほどの事務局のとおりでございます。また、現地の説明についてもビデオのとおりですので、省略いたします。
(内容調査会において聞き取りした内容を説明)
転用目的、資材置場用地。
ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。
(理由書朗読)
隣地の同意はございます。
次に、被害防除ですが、北側は新設コンクリートブロック4段積み土留め、安全鋼板塀は3mでございます。出入口が開閉式の鋼板塀、これは2mの鋼板を設置、溶接とボルトで固定して門にします。これはレールでもって開け閉めするようになります。さらに8m、奥行きが5mのコンクリート舗装で、砂利の飛散防止の舗装でございます。停止線、会社看板、水路占用あり。東側、西側、南側、新設コンクリートブロック4段積みプラス鋼板塀が3m、鋼板塀の色はシルバーでございます。敷地内は砂利敷きでございます。
そのほかとして誓約書あり。
(資金計画について説明)
以上にて私の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第3号5番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
秋谷委員。

秋谷委員

(挙手により質問)
東側に2棟お家が建っていると思うのですが、別に問題はないのでしょうか。

議長

担当委員からお願いします。

沖委員

すみません、そのところはちょっと確認していません。

議長 隣地の同意は出ておりますか。

沖委員 住宅の場合は同意書が要らないということだそうです。

秋谷委員 残土屋さんだと結構ほこりとか、高さを積まれちゃうと、あと騒音とかあるのではないかと思ってお聞きしたのですけれども。

議長 基本的にはほこりにつきましては、先ほど鋼板塀3m、高さ2mということでほこりの飛散防止ということで上がっておりますので、これが2mの鋼板ですと、風に吹かれてそのまま飛ぶという可能性がありますので、あとは業者の方に極力風対策をお願いしたいということ。

秋谷委員 高さを守ってもらえればいいのですけれども、役所にクレームとか、そういう場合とか、私らが賛成して、農業委員が賛成したからなんて後々言われかねないので、その辺はいかがなのでしょう。

議長 では、代理から。

戸邊
会長職務代理 可能性の問題ですよね。何か今現実にやっているわけではないので、仮定を原因に反対することはできないと考えています。

秋谷委員 分かりました。

議長 そのほかございますか。

【挙手なし】

議長 それでは、質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第3号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長 ありがとうございます。
採決の結果賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 資材置場用地 (賛成多数)

議長	<p>続きまして、議案第3号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号6番、譲渡人住所氏名、お二人いらっしゃいます「〇〇・〇〇」、 「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地 の表示「彦江1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、 地目「畑」、地積「〇〇平米」、計2筆、〇〇平米、施設概要「駐車場用地」。 申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その 規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 この案件は島根委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいた します。</p>
島根委員	<p>それでは、ただいまから議案第3号6番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の 説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので、省略させ ていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますの で、省略いたします。 (内容調査会において聞き取りした内容を説明) 転用目的、駐車場用地。 ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。 (理由書朗読) 被害防除ですが、北側、土留めなし、ハウメン、新設単管パイプ柵、高さ8 0cm、アイドリングストップ看板、東側、土留めなし、ハウメン、新設単管 パイプ柵、高さ80cm、照明灯、掛ける2、会社看板、出入口5m、水路占 用あり、碎石飛散防止舗装、6.3m掛ける奥行き5m、2か所、南側、土留 めなし、ハウメンで塀等はずらず、隣地、既設単管パイプ柵、高さ80cm、 アイドリングストップ看板、西側、既設土留め、新設単管パイプ柵、高さ80 cm、アイドリングストップ看板、敷地内じゃり敷き。以上です。 その他でございますが、誓約書をいただいております。 (資金計画について説明) 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 ただいま議案第3号6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のあ る方挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手なし】</p>

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第3号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

6番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号7番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号7番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦倉1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、計2筆〇〇平米、施設概要「資材置場・駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。
以上です。

議長

ありがとうございます。
この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案第3号7番の説明をいたします。
譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほどの事務局のとおりでございます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

転用目的、資材置場・駐車場用地。

ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意は必要ございません。

次に、被害防除ですが、北側、新設H鋼板柵土留め、鋼板塀が3mを単管パイプで固定です。水路際は新設コンクリートが5cmです。東側、新設鋼板塀が3mをパイプにて固定、アイドリングストップ看板、南側、既存の土留め新

設鋼板塀が3 m、単管パイプで固定、出入口、アコーディオンゲートです。

砂利飛散防止コンクリートの舗装が幅11 m、奥行き6 mです。停止線、会社看板が設置されます。西側には新設H鋼土留め、新設鋼板塀が3 mをパイプにて固定、鋼板塀は色はシルバーです。敷地内は砂利敷きです。

その他として、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

以上にて説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号7番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

恩田委員、お願いします。

恩田委員

(挙手により質問)

こういう資材置場では、屋根が設置されたりといった、ケースがありますが、今の説明で保管するものがベニヤと言っていました。雨ざらしで大丈夫なものでしょうか。よく見るのは、私も担当したことがあるのですが、資材置場でやっています、いつの間にか屋根を葺いていたので、そういう可能性はないですか。先ほどのあれと一緒にですか。

議長

現段階では借地になりますので、これはしようがないです。

恩田委員

ただ、往々にしているのが多いですよ。どういうわけだか。許可を受ければやってもいいという。

議長

いいとは言いません。

恩田委員

それでは、先ほどと一緒にということで、理解しました。

議長

はい、現状で。

そのほかございますか。

榎本委員。

榎本委員

(挙手により質問)

今恩田委員が言われたことと同じこと、先ほど秋谷委員が言われています。法律的にはそうかもしれませんけれども、自分の家の脇に3 mの鋼板塀で残土置場とか、資材置場ができて、恩田委員が言うように、あちこち許可をもらっているのだから、もう三郷の農業委員会の許可をいただいているのだから、何をやってもいいではないですけれども、立場が強くなっていて、隣地の住宅とのトラブルとか、結構聞いています。そういう中で、農業委員会の常識という

か、認識、環境なんかを考えた場合、この土地にふさわしい開発というものを盛り込むような指導が必要ではないかと私は思います。

その上で市のほうにお伺いしたいのですが、住宅は私たちのあれではないと思いますけれども、環境のほうから制限を加えたり、また指導しているようなところがあつたら教えていただきたいと思います。

事務局からお答えしますが、そのような指導をしているとは聞いたことがございません。

今回の農地転用に当たっては、各課意見を出してくださいということで、当然、環境部門にも聞いているわけですが、そこから特に意見をいただいているようなことはありません。よその市町村ですと、資材置場、駐車場でも開発の事前協議があつたりするというのは聞いていますけれども、三郷市では、農業委員会での指導しかございません。

あと先ほどの言葉の中で、農業委員会の開発を指導するようなことはちょっと無理がある、我々は農地を保全する立場にありますから、開発を優先するということはちょっと無理です。

ありがとうございます。

岡庭委員。

局長は、業者さんに説明する段階で、許可になった場合は各課からの連絡事項ということで注意していると思います。屋根も張れないというのも言っているし、どうしても必要な場合はシートのようなもので雨を防いでもらうことで、屋根もつけられませんということでは言っていると思います。実際、申請人はそこで「はい」と言って一応引き取るので、そこまでなのですよね、と思います。それを、いや、あなたのところ違反した場合はどうのこうのというのは、してないのに言えないことはあるのではないですか。

した場合というのは、次の申請のときにペナルティがあつたりするのですよね。その辺で農業委員会としてはできる限りやっているのかなと思うのですが、

違反転用と思われる案件がある場合には、まず申請自体を断固として受けられないような形をとらせていただいていますし、是正してくれという指導をしています。

では、代理から。

すみません。先ほど秋谷委員のお話にありました〇〇ですね、残土置場とい

事務局

議長

榎本委員

議長

岡庭委員

事務局

議長

戸邊

戸邊会長職務 代理	<p>うことです。既存の残土置場等、土地の表示で先ほど説明があったと思います。やはり高さ等については調査会で言うております。当然のことですけれども、2 m以上にしない、ちゃんと法律を守ってください。したら、この〇〇さんが言うていました。私はこんなに持っていて文句一つ言われたことはありませんということでした。</p> <p>こちらもそういう問題がないから、そういう形で確認をしています。</p>
秋谷委員	<p>榎本さんが言うたように自分の家の隣に建てられたら、いい気はしないと思います。</p>
戸邊会長職務 代理	<p>誰でもそうだと思いますが、感情論で不許可はできません。あくまでも基準にのっとって進めるしかありません。</p>
秋谷委員	<p>隣に、2棟住宅が建っていますが、その家にも農業委員会が許可を出したからだみたいと言われも。</p>
戸邊会長職務 代理	<p>申請通りに土地利用をすることを前提に進める事しかできません。</p>
榎本委員	<p>(挙手により質問)</p> <p>一ついいですか。3 mですよね、問題は。3 mの鋼板がいいのか悪いのか、農地の場合は悪いと思いますけれども、住宅地については私たちは言えないので、そこがネックだと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>隣地の同意は出ております。</p>
榎本委員	<p>同意書を、だから同意がどういう意味でいただいたのかですね。本人が3 mでも5 mでも幾らでもいいからやってくれ、そういうふうな同意だったら、それは結構なことですけれども、できてみたところが、私が思っていたこととは違っていたことか、そういうのが多いですよ、現実に。</p>
議長	<p>極端なことを言うと、市街化でも、農地があつて、脇に建売住宅が10 mほど建てばそのままです。同じです。同意が出ている以上は、それを我々は拒否することはできません。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>また、今回の3 mにつきましても、この後出ますけれども、脇に駐車場が出ます。そうした場合に駐車場の空白地域からクレーンを使って、今回の資材の盗難予防という観点もありますので3 mという形になっております。周りに農地とか住宅であれば、そういった者が車で入ることはできませんので、基本的</p>

には2mの対応ができるのですが、今回の場合は隣へ同時に駐車場の申請が出ます。先ほど申したとおり、駐車場の空白地域からレッカーで今回の資材を盗難するという可能性もあるので、3mとなっておりますので、つけ加えさせていただきます。

そのほかございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

それでは、議案第3号7番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

7番 資材置場・駐車場用地 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第3号8番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号8番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦倉1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「田」、地積「〇〇平米」、計2筆〇〇平米、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

ありがとうございます。

この案件は沖委員の担当でございます。沖委員に内容説明をお願いいたします。

沖委員

それでは、ただいまから議案3号8番の説明をいたします。

譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほどの事務局のとおりでございます。また、現地の説明についてもビデオとおりでございますので、省略いたします。

(内容調査会において聞き取りした内容を説明)

転用目的、駐車場用地。

ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。

(理由書朗読)

隣地の同意は必要ありません。

次に、被害防除ですが、北側、新設H鋼板柵土留め、単管パイプ1.3m、水路際、新設コンクリート打設、5cmです。東側は既存鋼板があるため、特にいたしません。アイドリングストップ看板、南側、既存土留め、新設単管パイプ柵1.3mの高さ、出入口10m、砂利飛散防止コンクリート舗装、幅11m、奥行き7m、停止線、会社看板、アイドリングストップ看板がつけます。西側は同時申請する隣地で新設鋼板柵を設置するため、申請地側はございません。敷地内は砂利敷きです。

その他事項として、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

これにて私の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号8番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号8番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

8番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号9番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

議案第3号9番、譲渡人住所氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「売買」、土地の表示「采女1丁目〇〇番」、地目「田」、地積「〇〇平米」、施設概要「駐車場用地」。

申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は中村誠委員の担当でございます。中村委員に内容説明をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>ただいまより議案第3号9番の説明に入らせていただきます。</p> <p>譲渡人、譲受人、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地につきましても先ほどのビデオのとおりですので、それも省略させていただきます。</p> <p>(内容調査会において聞き取りした内容を説明)</p> <p>転用目的、駐車場用地。</p> <p>ここで理由書が提出されておりますので、代読させていただきます。</p> <p>(理由書朗読)</p> <p>また、隣地の同意は得ております。</p> <p>被害防除に関して、北側、東側、南側、ブロック6段積み、西側、新設ブロック2段積みです。また、出入口、砂利敷き飛散防止コンクリート打ち、幅7m、奥行き6mです。また、停止線、駐車場看板、水路占用ありです。また、アイドリングストップ看板、敷地内砂利敷きです。</p> <p>その他ですが、誓約書あり。</p> <p>(資金計画について説明)</p> <p>以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第3号9番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>篠田委員。</p>
篠田委員	<p>(挙手により質問)</p> <p>今回5条ということで、4条の場合は駐車場の場合、7割か8割だかの借主が決まっていなければならないということがあります。今回5条、この場合には36台、大型車2台というのは契約者は決まっても構わないのでしょうか。</p>
議長	<p>事務局で回答を。</p>
事務局	<p>今回の申請においても、こちらの台数分の要望書はついております。</p>
篠田委員	<p>もうある程度借主は決まっているということですか。</p>

事務局

はい。

篠田委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長

そのほかございますか。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号9番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

9番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号10番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局

こちら議案第3号10番については、3月23日、申請代理人のほうから許可申請書の取下げ願が出ておりますので、この案件に関しましては取下げということになります。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局報告のとおり、議案第3号10番については審議しないことといたします。

以上です。

10番 資材置場・駐車場用地 (取下げにより審議なし)

議長

続きまして、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

それでは、議案第4号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

事務局	<p>議案第4号1番、申出人住所氏名「〇〇・〇〇」、死亡・故障の生じた者住所氏名（〇〇・〇〇）、土地の表示「谷口〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「畑」、地積「〇〇平米」、同じく〇〇番、地目「畑」、地積「〇〇平米」、計4筆、〇〇平米です。</p> <p>主たる従事者であったことの証明を受けたい期日、令和〇年〇〇月〇〇日。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は島根委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。</p>
島根委員	<p>それでは、ただいまから議案第4号1番について説明をさせていただきます。</p> <p>（申請地について説明） （申出人について説明）。 （理由書について説明） （生産緑地の状況について説明）</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。質問がございましたら挙手にてお願いいたします。</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認いたします。</p>
議長	<p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>再開時間、4時15分をお願いします。</p> <p>【暫時休憩】</p>

議長	再開いたします。
議長	<p>本日、農業振興課長がお見えになっておりますので、順番を入替えさせていただきます。</p> <p>まず、農業振興課からの連絡事項について、先に進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
農業振興課長	<p>①盆栽クラブ役員会について</p> <p>②、③、④、盆栽クラブ総会、農家組合長会議、農業青年会議所総会について</p> <p>⑤（仮）アスパラガスPR販売について</p> <p>⑥「農政だより」について</p> <p>⑦「三郷観光農園直場所ガイド」について</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、いつものとおり、6番その他の（1）から移らせていただきます。</p> <p>まず、（1）審議会、協議会の報告について、ございましたら挙手にてお願いしたいと思います</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>それでは、私のほうから2点ございますので、報告させていただきます。</p> <p>①第6回三郷市公園運営委員会の報告について</p> <p>②第2回三郷市景観審議会の報告について</p> <p>それでは、その他の報告で、環境行動推進事業実行委員会の報告がございましたら、篠田委員からお願いいたします。</p>
篠田委員	第3回環境行動推進事業実行委員会の報告について
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの環境行動推進事業実行委員会、これは旧みさと緑のカーテン運営協議会です。ただいま篠田委員がこの3月31日までの任期となっておりますので、4月1日から委員の派遣についてということで依頼がきております。今、東和地区がなっておりますので、次に順番的に4月1日以降は早稲田地区から選任ということで、事前に早稲田地区の大久保世話人に選出をお願いしたいという依頼をしております。</p> <p>それでは、大久保委員から結果について報告をお願いします。</p>
大久保委員	4月1日から、石井昌明委員にやっただくことになりました。

議長 ありがとうございます。それでは、1年間よろしく願いいたします。
ということで、皆さんのご了承をお願いしたいと思います。
もう1点、実行委員会の協賛ということで、例年どおりの対応でいかがいた
しましょうか。一応要望がきておりますので、特になければ、ご異議なしとい
うことでいただければありがたいと思います。

【異議なし】

議長 ありがとうございます。
それでは、会計さん、異議なしということで、お願いしたいと思います。

篠田委員 はい、分かりました。

議長 その他で報告がもしございましたらお願いしたいと思います。
それでは、事務局からの連絡事項ということで、局長からお願いします。

羽ヶ崎事務局 ①1点目です。農地利用最適化推進1・1・1活動報告書の提出について
長 ②2020年農業委員会活動記録簿の提出について
③事務局職員の人事異動について

羽ヶ崎事務局 あとお手元に置かせていただきました野菜ですが、のらぼう菜です。お手元
長 に会長から貸していただいた冊子の必要なところをコピーさせていただき、生
育のポイントとコツ、おいしい食べ方ということで紹介したものを作らせてい
ただいております。

議長 補足いたします。今局長からお話がありましたが、のらぼう菜という、新し
い野菜ではないのですが、資料の3枚目をお目通しいただきたいと思います。
左の上です。埼玉県、東京都、神奈川県の地図があろうかと思えます。実際、
埼玉県は嵐山町、ときがわ町、東京は青梅、羽村、あとあきる野、神奈川県は
川崎市、また秦野、小田原、ここが有名な産地ということで、先般、テレビの
7チャンネルの「昼めし旅」を見ておりましたら、埼玉県嵐山町が出まして、
やはりその家庭でのらぼう菜を調理している。道の駅が放送されまして、そ
したら売場にのらぼう菜が100袋、200袋積んで販売しておまして、三
郷でもできる品物ですので、ひとつ試的的というので私も作っておりますの
で、今日は試食として1袋分お渡ししてございます。

前の年の秋に種をまいて、2月から5月が出荷です。一番気をつけていただ
きたいのは虫より鳥の被害が多い。春先2月ごろネットをかぶせないでおいて
いたら、葉っぱを食べられちゃいまして、急いでサンサンネットをかぶせて今
日に至っているわけですが、虫の被害より鳥の被害がひどい。ということは鳥

が食べるということで、非常に栄養価もおいしいということでこの先有望的な野菜ではないかと思っております。

参考までに資料と品物をお配りしましたので、資料のほうはお目通しいたきたいと思っております。

資料の1ページ目だけちょっと見ていただきますと、種をまいて、ただ放っばいしておくのではなくて、最初に出た芽を元のほうから切ってしまうと、その脇から新芽がどんどん出てくる、新芽が出てきてまた切ると、またそこから分けつて出てくるという形で、順番に若い芽がどんどん出てきますので、先ほど申したとおり、2月から5月くらいまでどんどん収穫ができます。その後種を取れば、また来年から同じような繰り返しが使えますので、一応参考までの資料とさせていただきますので、お目通しいたきたいと思っております。

一番最後のページにのらぼう菜のおいしい食べ方ということで、簡単な料理を載せさせていただきました。皆様に1袋分だとこんな料理ができないと思いますが、試してみて、今日収穫して、私も10時に生で食べてきました。ちょっと粘り気があるような感じで、葉っぱのほうは食べてない。芯のほうを2cmくらい食べましたけれども、異和感はありませんので、大丈夫です。

ということでございますので、植え方、育て方は1ページのカラーのほうに出ております。こういった感じで考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の内容については以上で全てとさせていただきます。

それでは、最後になりますが、代理から閉会に当たりまして、ご挨拶をお願いしたいと思います。

戸邊
会長職務代理

長時間にわたりまして、慎重なご審議ありがとうございました。今月の総会では農地法3条で4件が承認、農地法4条で1件が許可相当、農地法5条で9件が許可相当、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願で1件が承認となりました。審議の内容を確認するとともに、円滑な総会運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。